



## 平成 28・29 年度後期高齢者医療制度保険料率が変わりました

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎0537⑤1171

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。この保険料率は2年ごとに見直し、平成28・29年度の保険料率は、次のとおり改定されました。また、低所得者に対する均等割保険料軽減(5割・2割)措置の対象が拡大され、軽減判定所得基準額が引き上げられました。

保険料率(年額)			
区分	平成26・27年度	平成28・29年度	増減
所得割合	7.57%	7.85%	0.28%
均等割額	3万8500円	3万9500円	1000円
賦課限度額	57万円	57万円	なし



※保険料 = 3万9500円(均等割額) + 基礎控除後の総所得金額等×7.85%(所得割額)

軽減措置の拡大(均等割保険料)			
区分	旧(～平成27年度)	新(平成28年度～)	改定箇所
5割軽減	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数	26万円 → 26.5万円
2割軽減	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数	47万円 → 48万円

**65～74歳で一定の障害を持っている人は、後期高齢者医療保険制度に加入することができます**

対象：1～3級の身体障害者手帳を持っている人、4級の身体障害者手帳を持っている人(一部)

医療費自己負担割合：1割(所得が一定以上の場合は3割)※詳細はお問い合わせください。



## 6月は環境月間「みんなでつくろう きれいな環境」

問い合わせ 環境下水道課 ☎0537⑤1162



河川敷に捨てられた生活ごみ

**不法投棄はやめましょう**  
 廃棄物をむやみに捨てること(不法投棄)は、法律で禁止されています。  
 不法投棄は近隣への迷惑や環境を破壊するなどの影響がありますので、決められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しましょう。

**不法投棄されにくい環境づくりをしましょう**  
 皆さんの大切な財産が狙われています。  
 皆さんが所有する土地や建物などに不法投棄され、不法投棄した人がわからなかった場合、現場に残された不法投棄物は土地などの所有者が撤去することとなります。



人通りの少ない道路に捨てられたごみ

土地や建物の所有者と管理者が責任を持って不法投棄されない環境をつくるのが大切です。

**不法投棄した者には、罰則が科せられます**  
 「5年以下の懲役」または「1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金」の対象となります。

